

収 入
印 紙

業 務 委 託 契 約 書

1 委 託 業 務 名															
2 履 行 場 所															
3 業 務 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで														
4	ESCO サービス料 総支払限度額					百万				千					円
	うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額					百万				千					円
	令和8年度改修工事等 サービス料(支払限度額)					百万				千					円
	うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額					百万				千					円
	令和9年度維持管理等 サービス料(支払限度額)					百万				千					円
	うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額					百万				千					円
(注)「うち取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、ESCO サービス料に110の10を乗じて得た額である。															
5 契 約 保 証 金	免除(岬町契約規則第36条第3項第3号による)														

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、岬町町立保育所、学童保育室及び保健センター照明設備LED化ESCO事業について公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自一通を保有する。

令和8年 月 日

発 注 者

岬 町

代表者

大阪府泉南郡岬町長 田 代 堯

印

住 所

大阪府泉南郡岬町深日2000番地の1

受 注 者

代表者

住 所

印

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(包括的エネルギー管理計画書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の業務期間(以下「業務期間」という。)内に完了し、契約の目的物(以下「成果物」という。)を発注者に引き渡すものとし、発注者は、そのESCOサービス料を支払うものとする。

3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

4 受注者は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11 この契約に係る訴訟の提起又は調停(第56条の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。)の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

12 受注者が設計共同体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を設計共同体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(契約の目的)

第3条 この契約は、受注者が発注者に提供する設計・施工・監理・検証サービス(受注者が実施するLED化改修工事の設計、施工及び監理業務並びに受注者が設置する成果物の光熱費削減効果の検証等の業務をいう。以下同じ。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、発注者による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第5条 受注者は、業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(業務の調査)

第6条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求めるこ

とができる。

(監督職員)

第7条 発注者は、自己に代わって監督し、若しくは指示する監督職員を定めたときは、書面によりその氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 受注者は、管理技術者及び照査技術者を定め、書面によりその氏名を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(業務関係者に対する措置請求)

第8条 発注者又は監督職員は、管理技術者又は照査技術者がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に書面により発注者又は監督職員に通知しなければならない。

3 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求した書面により、受注者に通知しなければならない。

(設計・施工・監理・検証サービス)

第9条 受注者は、自己の負担において、令和〇年〇月〇日までに設計・施工・監理・検証サービスを完了するものとする。

2 受注者は、設計・施工・監理・検証サービスを行うに当たって、履行場所における発注者の業務運営及び施設管理に支障を来さないよう十分注意するとともに、履行場所に来訪する第三者に不安感、不快感等を与えないよう、配慮しなければならない。

(業務内容の変更)

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示（以下本条において「仕様書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは業務期間若しくはE S C Oサービス料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第11条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰すことができないものにより、作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が設計・施工・監理・検証サービスを履行できないときは、発注者は、設計・施工・監理・検証サービスの中止事由を直ちに受注者に通知して、設計・施工・監理・検証サービスの全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計・施工・監理・検証サービスの中止内容を受注者に通知して、設計・施工・監理・検証サービスの全部又は一部を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により設計・施工・監理・検証サービスを一時中止した場合において、必要があると認められるときは業務期間若しくはE S C Oサービス料を変更し、又は受注者が設計・施工・監理・検証サービスの続行に備え設計・施工・監理・検証サービスの一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による業務期間の延長)

第12条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により業務期間内に設計・施工・監理・検証サービスを完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に業務期間の延長変更を請求することができる。

(発注者の請求による業務期間の短縮等)

第13条 発注者は、特別の理由により業務期間を短縮する必要があるときは、業務期間の短縮変更を受注者に

請求することができる。

2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により業務期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、受注者に通常必要とされる業務期間に満たない業務期間への変更を請求することができる。

3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、E S C Oサービス料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(経費の負担)

第14条 業務の履行に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要を生じた経費は、発注者が負担するものとする。ただし、その損害のうち発注者の責に帰する理由により生じたものについては、発注者が負担するものとし、その額は、発注者と受注者との協議を介して定めるものとする。

(ベースラインの算出)

第15条 設計・施工・監理・検証サービスによる削減対象とする令和〇年～令和〇年の光熱費(消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。)の基準額(以下「ベースライン」という。)は、発注者が提示した履行場所の照明設備に係る光熱水量の想定を基に算出して得た額とし、金 円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とする。

(削減予定額及び保証基準額等)

第16条 設計・施工・監理・検証サービスによる発注者の光熱費削減予定額(以下「削減予定額」という。)は、金 円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とする。

2 設計・施工・監理・検証サービスの提供により、受注者が発注者に対し最低限保証する光熱費削減額(以下「保証額」という。)は、金 円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とする。

(検査及び引渡し)

第17条 受注者は、設計・施工・監理・検証サービスを完了したときは、遅滞なく完了届を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の完了届を受領したときは、その日から10日以内に発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)により検査を行わなければならない。

3 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく、成果物を発注者に引渡すものとする。

4 前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第18条 受注者(設計共同体にあっては、その構成員)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、E S C Oサービス料(この契約締結後、E S C Oサービス料の変更があった場合には、変更後のE S C Oサービス料)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第6条第3条第2項の規定により取り消された場合を含む。))。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の

提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(ESCOサービス料の支払い)

第19条 受注者は、第17条の規定による検査に合格したときは、書面によりESCOサービス料の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内にESCOサービス料を支払わなければならない。

3 受注者は、発注者の責に帰すべき理由により、前項に規定する期間内にESCOサービス料を支払わなかったときは、その金額に対し、年3.6パーセントの割合で計算した遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(発注者の催告による解除権)

第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

(2) 正当な理由なく、設計・施工・監理・検証サービスに着手すべき期日を過ぎても設計・施工・監理・検証サービスに着手しないとき。

(3) 設計・施工・監理・検証サービス期間内に完了しないとき又は当該期間経過後相当の期間内に設計・施工・監理・検証サービスを完了する見込みがないと認められるとき。

(4) 管理技術者を配置しなかったとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(契約不適合責任期間等)

第21条 発注者は、成果物の引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という)をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第22条 発注者は、受注者の責に帰すべき理由により、設計・施工・監理・検証サービス期間内に設計・施

工・監理・検証サービスを完了することができない場合において、当該期間の経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、受注者から遅延損害金を徴収して、当該期間を延長することができる。

2 前項の遅延損害金の額は、延長日数につき、E S C Oサービス料に対して年5パーセントの割合で計算した額とする。

(発注者の解除権)

第23条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) その責に帰すべき理由により、設計・施工・監理・検証サービス期間内又は当該期間経過後相当の期間内に設計・施工・監理・検証サービスを完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由がないのに、設計・施工・監理・検証サービスに着手すべき時期を過ぎても設計・施工・監理・検証サービスに着手しないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(4) 第25条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定により、発注者がこの契約を解除したときは、設計・施工・監理・検証サービスの成果は、発注者に帰属するものとし、発注者は、当該部分に対して相当と認める金額を支払うものとする。

3 第1項の規定により契約を解除した場合においては、受注者は、E S C Oサービス料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

4 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

第24条 発注者は、前条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

3 発注者は、第1項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第25条 受注者は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第10条第1項の規定により業務内容を変更したためE S C Oサービス料が3分の2以上減少したとき、又は中止期間が業務期間の10分の5（業務期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。

(2) 発注者がこの契約に違反し、その違反により業務を完了することが困難になったとき。

2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害を発注者に請求することができる。

(違約金等の徴収)

第26条 受注者は、この契約に基づく違約金、賠償金又は損害金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日からE S C Oサービス料支払の日まで年5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべきE S C Oサービス料及び頭書の契約保証金とを相殺し、なお不足があるときは、追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は受注者から遅延日数に年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を追徴する。

(契約外の事項)

第27条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者で協議して定める。